

国立循環器病研究センター内建物清掃及び外構清掃・植栽管理等委託業務仕様書

この仕様書は、国立循環器病研究センター（以下「当センター」という）におけるセンター内建物清掃及び外構清掃、植栽管理等をはじめとする委託業務の円滑な履行を目的とし、次に掲げる業務について、その仕様を定め、受託者は、誠意をもって、確実に実施するものとする。

契約期間

平成30年4月1日～平成31年6月30日

本業務の項目及び範囲は以下のとおりである。

- 1) 一般清掃業務
病 院 センター敷地内全般、図書館、
更衣棟、研修生宿舎、検査棟（放射線同位元素管理区域を除く）、リハビリ棟、
ガンマナイフ棟
研究所 研究所、研究所新館、バイオテクノロジー棟、先進医工学研究棟
医療クラスター棟
その他 植樹・植木、その他センターの管理する建物以外の敷地及びその周辺
- 2) 手術部・ICU病棟清掃業務
手術部・ICU病棟及びその連絡経路
- 3) 心臓カテーテル室・分娩室及びガンマナイフ棟清掃業務
- 4) RI清掃業務
検査棟（放射線同位元素管理区域内）
- 5) ガラス清掃業務
センター敷地内全般・検査棟・リハビリ棟
研究所・研究所新館・バイオテクノロジー棟・図書館・ガンマナイフ棟
先進医工学研究棟、医療クラスター棟
- 6) ゴキブリ等、鼠族昆虫、ハエ、蚊、カメムシ、その他センターが依頼する昆虫駆除、防除作業
センター本館（管理棟・情報棟・治療棟・病棟）
- 7) ハチの巣、ハチ、毛虫、蜘蛛の巣の駆除作業（スズメバチ、セアカゴケグモを除く）
センター敷地内全般
- 8) 水槽管理業務
センター全般
- 9) 病室エアコン吹き出し口付近天井清掃業務
- 10) 植栽管理外構清掃業務

1. 共通留意事項

- 1) 「センター内建物清掃」のセンターとは、国立循環器病研究センターの管理する全ての土地・建物であり、病院以外に、研究所及び宿舎（研修生・構内）を含むものである。また、この仕様書は作業の概要を示すものであり、作業内容については、記載のない事項や付帯作業は、当センターとの協議事項とし契約金額の範囲内で実施できるものは行うものとする。
- 2) 業務の実施にあたっては、行政的許認可の取得もしくは届出等の業務が必要な場合は、受託者がその経費を負担し、これを処理しなければならない。
- 3) 業務履行に際しては、労働基準法等関連法規を遵守して履行しなければならない。
- 4) 作業実施にあたっては、受託者及び作業員は常に医療機関内での作業であることを認識し、センター利用者（特に患者）に対する安全を心がけ、特に次の事項に注意すること。

- ①診療・研究その他一般業務に支障のないよう注意すること。
- ②入院患者の安静を妨げないこと。
- ③回診・処置等の診療行為を最優先し、安静時間（各病棟の面会時間）・食事時間（12時～13時）には原則作業を行わないこと。
- ④作業員は常に善良な注意を払って業務を履行すること。
- ⑤勤務時間中、作業員はユニフォーム及び社名、個人名を記載した名札を着用すること。
- ⑥院内感染に注意するとともに、不衛生にならないよう注意すること。

なお、当センター感染症対策室の院内感染予防教育（年1回程度）及び医療安全に関する講習会（年2回）を受けること。

またCDC（Centers for Disease Control and Prevention：米国疾患管理予防センター）のガイドラインによるスタンダード・プレコーション（標準予防策）の考え方を参考に、すべての体液、血液及び排泄物は、感染性として扱うという認識に基づいて業務を実施し、院内感染予防を徹底する。

針刺し等の事故があった場合は当センター感染対策室等の指導のもと必要な措置を講ずること。

- ⑦精密な機械への衝撃・塵埃・火気・湿気等に充分注意すること。
 - ⑧清掃器具等で建物・設備等を傷つけないよう、細心の注意を払うこと。
万一傷ついたりした場合は、速やかに担当係まで報告すること。
 - ⑨引火性の薬品等を使用する場合は、事前に当センター担当者に報告すること。
- 5)当センターにおいて、火災、水漏れ等不慮の事故が発生した場合は、臨機の対応を当センター担当者とともに、適切に実施しなければならない。
 - 6)当センターで実施する改修工事・修繕及び機器搬入に伴う設置作業等が、各業務対象区域に影響を及ぼす場合は、当センター担当者と協議のうえ、当センターの業務に支障がないように対応しなければならない。
 - 7)業務履行に際しては、良識ある健康な者をもってこれにあたらしめ、また、これら作業員の名簿を作成し、当センターから求めがあった場合に提出できるよう用意しなければならない。
 - 8)受託者は、作業員の中から業務責任者1名（当センターにて受託しているその他の業務委託の責任者とは兼任できない。）、業務副責任者1名を選出し、委託者に報告しなければならない。業務責任者、業務副責任者は、ビルクリーニング技能士（社団法人全国ビルメンテナンス協会による）、清掃作業員監督者講習修了者（社団法人全国ビルメンテナンス協会による等）とする。経験は医療関連サービスマーク制度で規定する病院清掃受託責任者の認定を受けている者であるとともに、1年以上管理職の立場に有った者、病院清掃業務3年以上経験した者とし、業務全般を統括し、請負者を代表してセンター関係部門と適宜に詳細な調整をすることにより、業務の円滑な遂行を図り、センターの業務に支障を与えないようにすること。また、当センター担当者と常に連絡が取れるようにしておくこと。その他、センター内における一般廃棄物の回収業務・感染性医療廃棄物の回収及び保管業務を責任を持って行うこと。
 - 9)上記8)に定める業務責任者は、毎日の清掃状況を定期的に巡回し、確認すること。
また、作業場所毎に作業者と作業時間を記録し、毎日作業場所にもれがないことを確認すること。
清掃不行き届きの部分があった場合は、当日中に対応すること。
 - 10)受託者は、作業員に欠員等が発生した場合には、ただちに補充を行い、毎日の業務に支障をきたさないようにすること。なお、契約履行中、委託者が作業員の中に当該遂行業務にとって不適当と認める者がある場合は、受託者に交替を求めることができる。
 - 11)受託者は派遣者の健康管理に配慮すること。
 - 12)病棟・診察室・事務室等で、常時人のいる部屋又は勤務時間中に、やむを得ず清掃を実施する必要がある場合は、事前に関係職員等と充分打合わせのうえ実施すること。
 - 13)当センターにおいて支給する消耗品は必要に応じて点検し、適宜補充する。また、業務時に使用するゴム手袋・長靴・洗剤その他消耗品は受託者負担とし、特別な事情により、やむを得ず委託者が消耗品を提供する場合は両者協議の上負担者を決定するものとする。
 - 14)業務履行に際して作業員は、常に一定の服装を着用し、作業員であることを明確にすること。また、所属と身分を明示する名札を着用すること。なお、業務履行のため当センター敷地内に入出入りする時は身分証明書を携行しなければならない。

- 15) 作業の実施にあたって、各室の鍵の授受を明らかにし、作業終了後は火元の点検ならびに窓や出入口などを施錠し当センター担当係に確実に申し出ること。なお、施錠箇所については、別途示す。
- 16) 作業履行場所において、什器、備品等で移動可能なものは移動させ清掃を行い、作業完了後は速やかに所定の位置に戻すこと。なお、作業に使用した機器・材料等においても同様に速やかに片づけること。
- 17) 作業実施時間については、原則として、午前8時から午後5時までとする。ただし、玄関ホール及び中央待合ホールについては午前7時50分まで、管理棟・診察室・検査室・処置室等外来関係部門・地下1階患者情報室は午前8時25分までに完了するようにすること。
- 18) 作業実施に際し、故意または重大な過失により、委託者及びセンター利用者の身体等に損傷を及ぼした場合は、受託者の責任において解決しなければならない。
- 19) 作業実施にあたり、建物や設備、その他に対して損害を及ぼした場合は直ちに報告し、当センター担当係との協議により受託者において、費用を負担し修復または補修しなければならない。
- 20) 業務遂行中に建物・設備等の委託者の所有物に、異常が発生もしくは発生の恐れが認められた場合は、遅滞なくこれを報告し、担当係との協議により適切な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、適切な措置を講じたうえで報告し、担当係と協議するものとする。
- 21) 受託者は、業務遂行上知り得た機密については、一切第三者に漏洩させてはならない。また、委託者の不利益となるような行為をしてはならない。本項の機密保持等の義務は、本件業務履行期限終了後においても存続する。
- 22) 業務を履行するに必要な光熱水量は無償で供与する。受託者は、使用に際して節約に努め、かつ事故発生の防止に十分な注意を払う。
- 23) 委託者は、業務履行期間中は、受託者に対して履行要員の更衣・休憩及び機器・材料等保管に必要な最小の場所を貸与する。貸与された施設の使用にあたって受託者は、常に整理、整頓し清潔に維持管理し、火災その他災害事故の発生には厳重な注意を払わなければならない。これに付随する一切の管理責任を受託者は、負うものとする。
- 24) 仕様書に随時記載されている「・・・と同等のもの」とは、たとえの製品と同効かそれ以上の効果を示すものであり、同等品にて応札する場合は同効又はそれ以上の効果を証明すること。
- 25) 契約期間中の各月に清掃業務報告書を2部作成し1部を担当係へ提出すること。
- 26) 当センターが、患者様の要望等を認識するために設置している意見箱によせられた意見について、適切に対応するものとする。
- 27) 契約期間中、次の契約期間の相手方が決定した時点から契約終了までの間、業務の引継ぎに協力するとともに、業務内容や注意が必要な事項について書面により引き継ぐものとする。
- 28) 受託者は医療法施行規則第九条の一五を満たす者であること。
- 29) 受託責任者は医療機関の清掃業務について、以下の①から⑤までの知識を有する者であることとする。
 - ①作業計画の作成 ②作業の方法 ③作業の点検及び業務の評価 ④清潔区域等医療施設の特性に関する事項 ⑤感染の予防
- 30) 従事者は次の①から③についての知識を有する者であることとする。
 - ①要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法 ②清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法 ③感染の予防
- 31) 従事者の研修については、施設の清掃業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、以下の①から③を含む研修であることとする。
 - ①標準作業書の記載事項 ②患者の保持 ③受託責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規
- 32) EPA（アメリカ環境保護局）、OECD（経済協力開発機構）、LCDC（カナダ疾患管理臨床検査センター）に登録された、安全性が高く効果的な除菌洗浄剤などを使用すること。
- 33) 本業務の範囲において、建物内及び敷地の環境美化に配慮するよう点検し担当係に報告するとともに適切な処置をすること。
- 34) 清掃の実施方法は、別冊1「作業実施基準表」（以下、別冊1）に定めるとおりとする。なお、手術部・ICU病棟清掃業務、心臓カテーテル室及びガンマナイフ棟清掃業務、RI清掃業務、については、本書記載事項と別冊1を比較し、業務頻度が高い方にて実施する。
- 35) 費用負担については別紙5を参照すること。

2. 各業務にかかる個別仕様

1) 一般清掃業務

1.1. 勤務時間

作業期間は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月31日～1月2日）を除く毎日とする。ただし、各病棟（病室含む）・玄関・ホール・中央階段など公共性のある区域については年末年始を除く（ゴミ回収は1月1日以外すべて）毎日とする。

なお、詳細については別冊1に定めるとおりとする。

作業時間は原則下記のとおりとし、代休又は事故者がある場合は、業務に支障がないよう代替の措置を講じなければならない。また、病室は食事直前及び食事中を避けること。

作業時間 午前7時00分～午後5時00分

但し、病棟は午前8時00分～午後5時00分

カテテル室は午後6時00分～午後9時00分

1.2. 業務内容

1.2.1 作業の範囲は、別冊1に明示する作業実施対象箇所を所定の方法と実施頻度で行う。

1.2.2 床面清掃（清掃中は「作業中」の表示をする。）

イ) シールされた床面の清掃は、ダストコントロールモップを使用し、塵芥が飛散しないよう細心の注意を払わなければならない。（小児科外来プレイルーム及び5東病棟のプレイルームについては専用のモップを使用する）

ロ) シールされた床面等の汚れ度合いに応じ、モップにて水拭きまたは洗剤拭きをしなければならない。また、必要に応じ電気掃除機等を使用し、清潔を維持しなければならない。

ハ) 病室内の床面清掃は、しっかり絞ったモップにてベッド下の方まで清掃し、清潔を維持する。

ニ) カーペット及び絨毯部分の床面は、バキュームクリーナーにて吸塵作業を実施する。また、汚れの度合いに応じてドライ方式により清掃を行う。

ホ) コンクリートモルタルの床面は箒で掃き掃除を行い、集塵後必要な場合は散水する。

ヘ) 畳部分はバキュームクリーナーにて吸塵する。

ト) ダストクロスマットは適宜取替えを行い、ラバー、ビニール等のマットは、除塵、水洗い後、所定の箇所に設置する。

ヲ) 作業履行場所において、什器、備品等（ベッド、床頭台、椅子、ゴミ箱、車椅子等）で移動可能なものは病棟職員等と調整のうえ移動させ清掃を行い、作業完了後は速やかに所定の位置に戻すこと。特に器材室では対応すること。

リ) 感染症患者を収容していた部屋に関しては、各病棟師長等に確認してから作業を行うこと。

1.2.3 床以外の清掃

イ) 天井（蛍光灯を含む）、壁面（壁面が剥がれている場合の軽微な修繕含む）、窓面（ブラインドを含む）、什器、備品（流し台、シンク等含む）の清掃は1週間に1回行う。ただし、廊下手摺り、病室のドア、病室の窓台、ドアノブ、ドアのサン、自動扉、エレベーターの内部、便所、本館地下1階、1階、2階の待合ホール、廊下、階段、エスカレーター等の共用部分及び出窓部分は毎日行う。総合外来及び専門外来の全ての待合椅子も毎日行う。病棟廊下の待合椅子は毎日行う。病室内の水回りは、2回/日行う。清掃方法は、原則として水拭きとするが、各対象に応じ乾拭き洗剤等を使用した最も効果的な方法で行う。椅子はコーナー部分の清掃に留意する。

ロ) ドアノブ、ハンドレール等の金属部分は、エマルジョン状の研磨剤を用いて適宜研磨を行う。

ハ) 窓台等は、ダストクロス雑巾等で1週間に1回乾拭きを行う。

ニ) 消火器、パーティション、空調機（ファンコイルユニット）、キャビネット等は毛ばた

- き、塵払い、ダストクロス雑巾等を用い1週間に1回除塵及び乾拭きを行う。
- ホ) 病棟各階ロビー、手洗い場、及び4階家族控室のテーブルは水雑巾で水拭き後、乾布で乾拭きを行う。
- ヘ) 屑入れ処理は、内容物を収集し所定の位置に戻しておく。
- ト) カーテンレールの上は、埃が蓄積された場合（見た目上、不快になる程度）には水拭き後、乾布で乾拭きを行う。
- チ) 本館 2F 廊下窓側にあるプランター置き場について、1回/週で清掃を行う。
- リ) 病棟スタッフステーション上部の換気口の埃取りは適宜行う。
- 1.2.4 便所（汚物室含む）、洗面及び流し清掃
- イ) 病棟トイレ(特室、職員用を含む)及び外来トイレは、使用頻度が高いため1日2回以上必要に応じ清掃回数を増やす配慮をすること。病院職員が汚れを発見し清掃を依頼された場合も速やかに対応する。
- ロ) 便所、洗面所の清掃履行に際しては「作業中」である旨の標識、並びにロープ等により表示し行う。
- ハ) 便器、手洗器、洗面器等衛生陶器、汚物槽は、消毒防臭及び汚れ除去効果がある洗剤、溶液により洗浄を行う。
- ニ) 便所、洗面及び流しの鏡及び金属部分等は水雑巾で水拭き後、乾布で乾拭きを行う。
- ホ) 便所内の壁面等に落書き等がある場合は、当センター担当者に報告し病院とともに適切な補修を行う。
- ヘ) 汚物入れは、内容物を処理し適宜内外部の洗浄消毒を行う。
- ト) 便所、洗面所のトイレトペーパー及び石鹼水等の消耗品は必要に応じ補充する。
- チ) 女子用便所、洗面所の清掃は、女子作業員が行う。
- リ) トイレトペーパー置き場や棚を適宜清掃する。
- 1.2.5 湯沸場清掃
- イ) 湯沸室内のシンク及び床面は、殺菌能力のあるカチオン系洗剤溶液または同等能力の洗剤を用い洗浄を行う。
- ロ) 湯沸室の茶殻入れ、汚物ポット等は、内容物を収集して適宜内外部を洗浄消毒する。
- 1.2.6 風呂清掃
- イ) 床面、壁面及び浴槽は、汚れ除去の効果のある洗剤溶液を用い洗浄し、床面のマットは取り外して清掃を行い、作業完了後は速やかに所定の位置に戻すこと。
- ロ) 鏡及び蛇口などの金属部分は、雑巾で水拭きする。
- ハ) 必要に応じ、病棟等と調整のうえ殺菌効果のある洗剤（カビ取り用等）を使用し、カビの除去を念頭に清掃を行う。
- 1.2.7 ゴミ処理及びゴミ回収
- イ) 各作業履行対象箇所からごみを収集する。なお、病棟（ナースステーション、処置準備室、汚物槽）については1日2回以上収集すること。病室は、1日1回以上収集すること。
- ロ) 収集された廃棄物を所定の塵芥集積所まで搬出し（中央エレベータは使用せず、東西のエレベータを使用すること）、廃棄物収集専門業者が搬出するまで整理、整頓し保管する。
- ハ) 廃棄物収集専門業者が搬出するときは立会い、搬出後は、集積所の清掃及び消毒脱臭作業を行う。
- ニ) センター各建物内の作業履行場所において分別されたゴミは、センターが指定するそれぞれの場所に搬出する。なお、各履行場所から保管場所までの搬出方法等はセンターと協議するものとする。
- ホ) 感染性廃棄物に使用する専用容器を所定の部屋で管理し、毎週定期的に各病棟等に分配する。また、翌週分の使用量を予測し、各週末に担当係に必要量を連絡する。
- 1.2.8 定期清掃業務
- イ) 本項定期清掃業務とは、シールされた床面の洗浄及び剥離清掃と、新しいワックス塗布、フローリングのシール作業及びカーペットシャンプー清掃とする。
- ロ) 実施対象箇所並びに実施頻度は、別冊に明示するとおりである。

- ハ) 床面洗浄ワックス塗布
シールされた床面の表面ワックス被膜に付着した汚れを中性洗剤を用い除去後、中性能ワックスを塗布（3回）して補修を行う。
- 1.2.9 床面洗浄剥離、ワックス塗布
 - イ) シールされた床面のワックス被膜前層に対して、剥離剤溶液を用いて剥離しワックス被膜を3層以上に形成するように塗布する。
 - ロ) 使用するワックスはエコマーク認定の中性能ワックスとし、水性ワックスを使用してはならない。また、エコマーク認定の中性能ワックスであっても床材質を変質変色するものを使用してはならない。
 - ハ) 作業実施に際しては、センター利用者の歩行時の安全について、特に細心の注意を払い、作業開始直前より完了時まで、センター利用者が作業中の床面を歩行することのないようロープや標識により作業中である旨明確に掲示する。
 - ホ) 病室内のワックスがけはタイミングについてセンターと協議を行い実施する。
- 1.2.10 エレベータかご内清掃
建物内に設置してあるエレベータのかご内については、エレベータ保守業者の手順書に従って、床、壁面及びドアの溝等の清掃を行うこと。かご内部に鏡がある機種については、その拭き掃除も併せて行う。ゴミ等も収集し、かご内を常に清潔に保つようにすること。
- 1.2.11 屋上及びルーフドレンの清掃
各建物の屋上を適宜巡回し、ゴミや雑草をとること。ハト等の鳥類の糞等による汚れは適宜清掃を行い、不潔にしないこと。また、ルーフドレンについては目詰まりしないよう、年2回以上の清掃を行うこと。
- 1.2.12 研究所の各階ベランダ清掃業務
研究所3～6階のベランダの清掃を適宜行い、ハト等の糞を除去すること。
- 1.2.13 東西スロープの清掃
本館東西のスロープのゴミくずの清掃、及び溝が目詰まりしないよう、適宜清掃を行うこと。
- 1.2.14 トイレ等の共用部分における壁面の清掃
- 1.3. 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者・受託者双方の協議のうえ、決定するものとする。
- 1.4. 研修生宿舍清掃
研修生宿舍の入居退去時の清掃（入居前の清掃準備、寝具の用意や退去時の居室の清掃（次の入居者のため））を行うこと。
また B2 棟の宿舍周り、駐車場、B1, B2 棟ゴミ捨て場（ゴミの分別）、B2 棟カンファレンス室、共用部の清掃を行うこと。
- 1.5. その他留意事項
本仕様書の共通留意事項に従うこと。

2) 手術部・ICU病棟清掃業務

2.1. 共通業務

- 2.1.1 契約後、受託者は速やかに作業員の名簿を提出すること。都合により作業員を交替させる場合は、緊急の場合を除き、30日前にその旨を委託者に申し出ること。
- 2.1.2 2.2.、2.3. にかかる作業員は、本業務を安全かつ確実に遂行できる能力を有する者であると委託者が認めた者とし、委託者が本業務に適さないと判断した場合は、受託者と調整のうえ、交替させることができる（作業員の交替は、受託者の責任において前任者が業務を行い、交替者が上記要件を備えた時点で前任者と交替させることができるものとする）。
- 2.1.3 作業員は、健康管理に留意すること。
- 2.1.4 作業員が勤務できない場合の処置について
 - 1) 作業員が病気等で当日、やむを得ず勤務できない時は、受託者は速やかに代替えの措置を講じ、当日欠員等の支障が生じない様にする。
 - 2) 作業員は、病気等で勤務できない場合、その旨、委託者に連絡し、受託者は当日の業

務に支障が生じないよう代替者を開始時間までに勤務させること。

- 2.1.5 業務中において、作業員の故意または重大な過失によって委託者の所有物（機械器具、建物及び付属物等）及びセンター利用者に対して与えた損害は、すべて受託者において対応し負担すること。
- 2.1.6 業務中に知り得た情報は、いっさい漏洩してはならない。
- 2.1.7 2.2.、2.3.にかかる作業員は効率的に作業を行い、各師長に作業の確認を受けること。
- 2.1.8 2.2.、2.3.にかかる作業員のうち、責任者を1名選定し、委託者との調整を図ること。
- 2.1.9 本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者双方協議のうえ決定する。

2.2. 手術部清掃業務

- 2.2.1 本業務は、本館3階手術部全体、及び1階カテ室内ハイブリッド手術室の清掃業務である。

- 1) 本業務は、医師室等の準清潔部門の清掃業務と、手術室等の清潔部門の清掃業務である。
- 2) 清潔部門の清掃業務は、手術後血液等が飛散し不潔になった手術室等を、専門的な知識を習得した作業員により消毒薬等を使用する清掃により、汚染を除去し、次の手術が清潔な環境で行うことができるよう整備する。

2.2.2 就業日及び就業時間

- 1) 就業日：月曜日～土曜日
- 2) 休日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- 3) 就業時間：
 - ①月曜日～金曜日：午前8時30分～午後10時30分
（休み時間：午前11時30分～午後0時30分）
 - ②土曜日：午前8時30分～午後0時30分
（昼休みは設けない）

2.2.3 区域別清掃等作業の方法

下記の2種類の区域にわけて実施する。

準清潔区域、清潔区域：別紙1 3階手術室（図面） 参照

1) 準清潔区域：毎日行う

- *作業曜日：月曜日～金曜日
（作業時間は、午前8時30分～午前11時30分とする）

①床面の清掃

- ア. クロスモップで埃をたてないように、乾拭きする。
- イ. ゴミをちりとりで取り除く。
- ウ. スポンジモップで床面を湿拭きする。
- エ. 血液等による汚れがある場合は、指定された方法で取り除く。
- オ. 移動できるものはすべて移動させ清掃する。

②壁面の清掃

- ア. ワイプクロスで壁面を湿拭きする。

③机上の清掃

- ア. 机上の清掃は行わない。

④キャビネット等の備品の清掃

- ア. 重量物は、上、全面、側面等を湿拭きする。

⑤窓ガラスの清掃

- ア. ガラスクリーナーで磨く。

⑥廃棄物の処理

- ア. 各室に備えつけのゴミ箱及び指定された場所の廃棄物を収集（感染性廃棄物は含まない）し、指定された場所まで運ぶこと。

- イ. その他手術部門から出た廃棄物を、指定された方法で、指定された場所まで運ぶ

こと。

⑦床面洗浄ワックス掛け

- ア. 準清潔区域の床面の汚染状況から手術室師長と調整し実施する。(年4回程度)
- イ. 必要に応じ剥離ワックスを行う。(年2回程度)
- ウ. ワックス掛けに必要な機材(ポリッシャ等)及びワックス剤等は、受託者の負担による持ち込みとし、委託者からは貸与支給しない。

⑧その他

準清潔区域の清掃等については、必要に応じ委託者、手術室師長と調整のうえ作業を行うこと。

2) 清潔区域：毎日行う

別紙2「業務表」の勤務線表例を参考に、常駐員を配置すること。

*作業曜日：月曜日～金曜日

作業員1 作業時間：午前11時30分～午後7時00分

(休み時間：午後3時30分～午後4時30分)

作業員2 作業時間：午後3時00分～午後10時30分

(休み時間：午後6時00分～午後7時00分)

作業員3 作業時間：午後3時00分～午後10時30分

(休み時間：設けない)

*作業曜日：土曜日

作業員1 作業時間：午前8時30分～午後0時30分

(休み時間：設けない)

①手術室清掃・消毒作業

- ア. 本作業は、手術後の手術室及び機械器具の清掃、消毒、後片け等を行うものであり、指定された薬液を使用すると共に、血液及び体液に汚染している恐れのあるものが多いため感染予防の観点から常時未滅菌手袋を着用すること。
(参考)2004年1月現在、有機物を落とし専用洗剤で拭く。

- イ. 手術に使用したリネンや術衣の片づけ作業。(指定されたランドリーボックスへ搬出する)

- ウ. 使用した医療機器の消毒と、指定場所への搬出作業。

(対象とする医療機器等)

別紙3-2「手術室ME機器清掃・消毒及び指定場所への搬出作業」参照

- エ. 手術室内の収納棚清掃作業

- オ. 血液等が付着した壁、无影灯等の拭き作業。

- カ. 床面清掃方法

指定された薬液(2004年1月現在、有機物を落とし専用洗剤で拭く)を使用すること。

- ・ダスタークロスで集塵、除塵を行う

- ・手術室毎に、ワンタッチ糸モップを用いて湿拭きを行う。なお、手術室の広さに応じた枚数の糸モップを使用すること。血液痕、塵埃を残さないこと。

- ・オートモップによる薬液塗布を行う。

- ・使用した糸モップの内、汚染の激しいものについては塩素消毒を行った後、手術室内の洗濯・乾燥機で洗浄、乾燥させる。洗濯、乾燥後の糸モップは手術室の準清潔区域のロッカーに保管する。

- ・糸モップは常に乾燥した清潔なものを使用し、消耗の激しいものについては更新をすること。

- ク. 手術によって出たゴミ類の回収、感染性廃棄物の専用容器への収納、指定場所への搬出作業。

ケ．清掃用具等の後片づけ作業。

コ．その他関連作業。

②手術室内排気フィルターの清掃は汚染状況から手術室師長と調整し実施する。

③床面洗浄ワックス掛け

ア．準清潔区域の床面の汚染状況から手術室師長と調整し実施する。

イ．必要に応じ剥離ワックスを行う。(年2回程度)

ウ．ワックス掛けに必要な機材(ポリッシャ等)及びワックス剤等は、受託者の負担による持ち込みとし、委託者からは貸与支給しない。

④作業員の作業確認は、手術室師長が行う。

⑤手術室内以外の清潔区域については、支給された機材・資材を使用して、指定された方法で行うこと。

2.3. ICU病棟清掃業務

本業務は、本館3階ICU病棟全体の清掃業務である。

2.3.1 就業日及び就業時間

1) 就業日：毎日

別紙2「業務表」の勤務線表例を参考に、常駐員を配置すること。

2) 就業時間：午前8時30分～午後5時00分(月～金曜日)

(昼休み時間：午後0時30分～午後1時30分)

午前8時30分～午後0時00分(土～日・祝日)

2.3.2 作業前の打ち合わせ

1) 作業前において、責任番看護師に当日の注意事項を聞き、作業計画を立てる。

(当日の退室、移床予定を確認する)

2.3.3 業務内容別清掃作業の方法

1) 床(2回/日)及び壁の清掃(毎日)

①上拭き用バケツに水道水を使用し、ワイプクロスで壁面を湿拭きする。

②クロスモップで埃をたてないように、床面を乾拭きする。

③ゴミはちりとりで取り除く。

④下拭き用バケツに水道水を使用し、スポンジモップで床面を湿拭きする。

⑤血液等による汚れがある場合は水道水で拭く前に次亜塩素酸ナトリウムで湿拭きする。

⑥床に落ちているものを上へあげる場合は、ソフライト等で拭いた後に置く。

⑦棚は、ソフライトで湿拭きする。

⑧ドアを湿拭きする。

2) ME機器の清掃及び収納

①水道水又は家庭用環境洗剤を使用し、ワイプクロスで指定されたME機器及びコードを湿拭きする。

3) 各廃棄物の処理

①当日の作業開始時及び終了時の2回、各ベッドサイド、処置台、汚物室、休憩室、仮眠室のゴミを収集し、指定の場所に出す。

②昼休み時間終了後に、処置台、汚物室のゴミを収集し、指定された場所に出す。

③感染性医療廃棄物容器は、蓋のされた容器を指定された場所に出す。

2.3.4 区域別清掃作業方法

1) クリーンルーム前室(毎日)

①電動カーテンを閉めて清掃作業を行う。

②エマージェンシーカート、オーバーテーブル、椅子等備品を移動させて清掃もれがないようにする。

③床面、壁面は指定された清掃方法で行う。

④ガラスはガラスクリーナーで拭く。

⑤清掃後は、移動した備品を元の位置にもどす。

⑥モニター及びエマージェンシーカートの湿拭きを行う。

- 2) クリーンルーム汚物室（毎日）
 - ①清掃用洗剤を使用して、汚物処理槽を専用タワシで清掃する。
 - ②床面、壁面清掃を指定された方法で行う。
 - ③吊り棚の物品は、指定された方法で整理する。
- 3) クリーンルーム材料室（1回/週）
 - ①除細動器を移動し、床面清掃を行う。
- 4) ICU病棟入口
 - ①床面清掃を行う。（毎日）
 - ②廃棄物を収集、指定場所に出す。（毎日：別途記載）
- 5) ベッドサイド廊下（毎日）
 - ①診療機器、物品等を移動させながら清掃する。
*診療機器等で使用中のものについては、そのものの稼働停止等事故が発生しない様細心の注意を払い作業を行うこと。
- 6) ベッドサイド（全床：毎日）
 - ①点滴台、支柱などの移動は、看護師の立ち会いのもとで行う。
 - ②ベッドサイドモニターの拭き掃除を行う。
※清掃中は、機器のコード類に気をつけ、機器の停止がないよう注意する。
- 7) 処置台周辺
 - ①処置台・薬品ボックスを移動し、清掃する。（1回/週）
 - ②床面清掃を行う。（毎日）
 - ③処置台・薬品ボックスの上を水道水を浸したガーゼで拭く。
 - ④ゴミ、空の輸液ボトルを指定場所に出す。
- 8) 汚物室（毎日）
 - ①床面清掃を行う。
 - ②汚物処理槽を清掃する。
 - ③消毒槽をクレンザー洗剤と専用スポンジを使用して洗浄する。
- 9) 廊下（毎日）
 - ①物品を移動し、床面清掃を行う。
 - ②その他も必要に応じて清掃する。
- 10) センターテーブル（1回/日）
 - ①テーブルと椅子を移動し、清掃する。
 - ②コンピューターの下は特に丁寧にやる。
- 11) 器材室、助手作業室・イエローゾーン（1回/週）
 - ①器材庫の物品を移動し、清掃する。
- 12) 便所（毎日）
 - ①作業中は、扉に「作業中」と掲示する。
 - ②便器は、消毒、防臭及び汚れ除去効果のある洗剤（病棟支給）で洗浄する。
 - ③洗面所の鏡及び金属部分は水雑巾で水拭き後、乾布で乾拭きする。
 - ④洗面台の清掃を行う。
 - ⑤汚物入れは、内容物を処理し、内外の洗浄をする。
 - ⑥床面清掃を行う。
- 13) 更衣室・休憩室・仮眠室・洗浄室（毎日）
 - ①作業中は、扉に「作業中」と掲示する。
 - ②床面を清掃し、ゴミは指定の場所に出す。
- 14) 手洗いのシンク清掃(3回/日)
- 15) その他
 - *使用する器材及び薬剤は、必要に応じて委託者から支給するが軽微なもの（使用する器材の洗濯、消毒等）は受託者の負担とする。
 - *作業に使用する器材等は、毎日洗濯、消毒を行い常に清潔を心がけ作業の目的が十分に達せられるよう留意すること。
 - *その他については、適宜委託者と受託者で相談し、調整すること。

2.3.5 退室、移床後の清掃（当日分）

1) 床面、壁面清掃

- ①清掃手順に準ずる。
- ②窓の珪、棚、壁、ガラス等を湿拭する。

2) ME 機器清掃及び収納

- ①別紙 3-1「ICU ME 機器清掃方法及び収納作業」に示す機器類を手順に従って、清掃し所定の場所に収納する。

2.3.6 感染症病床の清掃

感染症の種類によりそれぞれ対応が異なるため、作業前にその都度病棟看護師長等と協議すること。

2.3.7 退室患者以外のME機器の清掃収納

- ①毎日 9 時、11 時、16 時に所定の位置に出されたME機器を清掃後、片付ける。
- ②対象ME機器は、退室時清掃対象ME機器と同じ。

2.3.8 床面洗浄ワックス掛け

- ①ICU病棟の床面の汚染状況からICU病棟師長と調整し実施する。
- ②必要に応じて剥離ワックスを行う。
- ③機材・資材等は、ICU病棟が保管・管理する。

2.3.9 週間清掃等については、下記による。

- ①月曜日：クリーンルーム材料室
- ②火曜日：処置台周辺、センターテーブル周辺
- ③水曜日：イエローゾーン 【場所要確認】
- ④木曜日：靴箱、ロッカールーム
- ⑤金曜日：予備日
- ⑥土曜日：器材庫

3) 心臓カテーテル室・分娩室及びガンマナイフ棟清掃業務

3.1. 本業務は、本館 1 階心カテ室及び研究所新館ガンマナイフ棟の清掃業務である。

3.2 就業日及び就業時間は、以下の通りとする。

1) 本館

- ア. 就業日 : 月曜日～土曜日
- イ. 休日 : 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- ウ. 就業時間：午後 0 時～午後 1 時
午後 4 時～午後 9 時

2) ガンマナイフ棟

- ア. 就業日 : 水曜日、金曜日
- イ. 休日 : 月曜日、火曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- ウ. 就業時間：午後 3 時～午後 5 時

3.3 本館心臓カテーテル部門・分娩室の清掃等作業の方法

1) 床面の清掃

- ア. クロスモップで埃をたてないように、乾拭きする。
- イ. ゴミをちりとりで取り除く。
- ウ. スポンジモップで床面を湿拭きする。
- エ. 血液等による汚れがある場合は、指定された方法で取り除く。
- オ. 室内の軽量物や移動させ、医療機器コード類は持ち上げ床面を清掃する。
- カ. 血液等による汚れがある場合は、次亜塩素ナトリウムで消毒後湿拭きする。

2) 壁面の清掃

- ア. ワイブクロスで壁面を湿拭きする。

3) 机上の清掃

- ア. 机上清掃は行わない。
- 4) 廃棄物の処理
 - ア. 各室に備えつけのゴミ箱及び指定された場所の廃棄物を収集し、指定された場所まで運ぶこと。
 - イ. その他心臓カテーテル部門から出た廃棄物を、指定された方法で、指定された場所まで運ぶこと。
- 5) 床面洗浄ワックス掛け
 - ア. 床面の汚染状況から心臓カテーテル部門師長と調整し実施する。(年1回程度)
 - イ. 必要に応じ剥離ワックスを行う。(年1回程度)
 - ウ. ワックス掛けに必要な機材(ポリッシャ等)及びワックス剤等は、受託者の負担による持ち込みとし委託者からは貸与支給しない。
- 6) 廊下(毎日)
 - ア. 物品を移動し、床面清掃を行う。
 - イ. その他も必要に応じて清掃する。
- 7) 便所(毎日)
 - ア. 作業中は、扉に「作業中」と掲示する。
 - イ. 便器は、消毒、防臭及び汚れ除去効果のある洗剤(病棟支給)で洗浄する。
 - ウ. 洗面所の鏡及び金属部分は水雑巾で水拭き後、乾布で乾拭きする。
 - エ. 洗面台の清掃を行う。
 - オ. 汚物入れは、内容物を処理し内外の洗浄をする。
 - カ. 床面清掃を行う。
- 8) 更衣室・休憩室
 - ア. 作業中は、扉に「作業中」と掲示する。
 - イ. 床面を清掃し、ゴミは指定の場所に出す。
- 9) その他
 - ア. 使用する器材及び薬剤は、必要に応じて委託者から支給するが軽微なもの(使用する器材の洗濯、消毒等)は受託者の負担とする。
 - イ. 作業に使用する器材等は、毎日洗濯、消毒を行い常に清潔を心がけ、作業の目的が十分に達せられるよう留意すること。
 - ウ. その他については、適宜、委託者と受託者で相談し、調整すること。

3.4. ガンマナイフ棟についての清掃等作業の方法

- 1) 前項の本館心臓カテーテル部門の清掃作業の内、1)、2)、4)、5)、6)、7)、9)の手順に準じる。

4) R I 清掃業務

4.1. 勤務時間

作業期間は、「作業実施基準表」に定めるとおりとする。このうちの毎日清掃とは、日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。また、一部の区域は土曜日を除く。ただし、公共性のある区域のゴミは1月1日以外すべて回収を行う。

作業時間は下記の通りとし、代休又は事故者がある場合は、業務に支障のないよう代替の措置を講じなければならない。

作業時間 午前8:30分～午後5時00分

4.2. 業務内容

国立循環器病研究センター放射線同位元素管理区域内の快適な環境衛生を維持し、センター利用者の諸活動の安全確保を目的とする業務である。

4.2.1 日常清掃

- 1) 床面の清掃

モップにて水拭きとし、汚れ度合いに応じて洗剤拭きをしなければならない。

2) その他の清掃

R I 部門の特殊性を考慮しながら、前記の一般清掃に準じて行う。

3) ゴミ処理

各履行部門の職員に汚染の安全を確認のうえ、センターの指定する分別に応じて収集し、指定の場所に搬出する。

4.2.2 定期清掃業務

1) シールされた床面の洗浄及び床面洗浄剥離作業と新しいワックス塗布、フローリングのシール作業とする。

2) 床面洗浄ワックス塗布・シールされた床面のワックス被膜に付着した汚れを中性洗剤を用いて除去後、ワックスを塗布して補修を行う。

3) 床面洗浄剥離、ワックス塗布

ア、シールされた床面のワックス被膜金属に対し剥離剤溶液を用いて剥離し、ワックス被膜を3層以上に形成するように塗布すること。

イ、使用するワックスは、エコマーク認定の中性能ワックスとし水性ワックスを使用してはならない。また、エコマーク認定の中性能ワックスであっても床材質を変質変色させるものを使用してはならない。

ウ、作業範囲、頻度等について

作業範囲、頻度等は、別冊1に基づき実施する。

エ、その他

R I の特殊性を考慮し、前記の一般清掃の仕様に準じ、また共通留意事項に従うこと。

4.3. 作業者の届出・注意

4.3.1 業務を実施するには、管理区域立入者を限定し、その氏名をR I 管理責任者に届出るものとする。なお、R I 管理区域の特殊性に鑑み、受託者の清掃責任者は必要に応じてR I 管理責任者と情報交換を行い、日々の現状を把握し作業員に伝達すること。

4.3.2 作業員の健康管理に留意し定期的に健康診断を行い、かつガラスバッジ等個人被ばく線量計等の着用など法律等を遵守した健康管理を行い、異常等が発見された場合は受託者の責任において対処すること。

4.3.3 管理区域内立入者は、センターが用意する所定の作業衣等を着用する。

4.3.4 管理区域内で使用する用具等は、区域内専用とし6月間に1回汚染検査を実施し汚染拡散防止に努める。なお、汚染検査実施記録は受託者で保管する。

4.3.5 管理区域内の事故は、ただちにR I 管理責任者に報告するとともに、センター利用者の身体、若しくは財産に対し損傷を及ぼした場合は、受託者の責任において解決しなければならない。

4.4. その他の留意事項

本仕様書の共通留意事項に従うこと。

5) ガラス清掃業務

5.1. 業務内容

5.1.1 センター建築物（宿舎を除く）の外壁ガラスを中性洗剤等で洗浄後ウィンドスクイジー等で汚れを切り、乾拭き仕上げるものである。また、汚れの著しい箇所はガラス磨き用に製造された洗剤にて、上記と同様に作業を行う。油性の汚れはベンジン、石鹼水にて洗浄後上記と同様に行うこと。

5.1.2 作業の実施に当たっては、高所、低所如何に関わらず、総じて労働安全衛生規則により、墜落防止等安全確保の元を実施する。作業の安全確保に関しては受託者に一任するので、作業場所に応じ対応すること。

5.1.3 作業の実施に伴い事故等が発生した場合は、受託者の責任において賠償すること。

5.1.4 ア、作業する際は、作業日時・委託者側の使用する名称に基づく場所を事前に職員に申し出て承認を得ること。

イ、作業実施に際しては、支障を来たすことのないよう現場と綿密な打合せを行い適切に実施すること。

5.1.5 ガラス清掃対象面積（全体：9, 857 m²）

センター本館	:	5, 242 m ²
研究所	:	1, 662 m ²
図書館	:	437 m ²
研究所新館	:	954 m ²
R I 検査棟	:	318 m ²
リハビリ棟	:	890 m ²
バイオテクノロジー棟	:	166 m ²
ガンマナイフ棟	:	7 m ²
先進医工学研究棟	:	181 m ²
医療クラスター棟	:	1, 170 m ²

5.2. 作業時期

年2回（9月及び3月）とする。

5.3. その他の留意事項

本仕様書の共通留意事項に従うこと。

6) ゴキブリ等鼠族昆虫ハエ、蚊、カメムシ等駆除及び防除作業

6.1. 勤務時間

作業時間は、原則として平日の午前9時00分～午後5時00分の時間帯とする。

6.2. 管理範囲及び作業内容

院内感染の媒体となるゴキブリ等鼠族昆虫及びハエ、蚊、カメムシ等を定期的に駆除し、センター本館（管理棟・情報

棟・治療棟・病棟）の清潔を保持するため作業を実施するものである。

センター内の多様な環境空間を考慮の上、各環境ごとに4区分し管理する。

※なお夏場（5～8月）については特にハエ及び蚊が大量発生するため、依頼があれば早急に対処すること。（駆除・防除における薬剤は受託者負担とする。）

6.2.1 防除対策

1) ①重点エリア（年2回の一斉防除を行う。）

生息頻度が最も高いと予想されるゾーンである。熱源も水も豊富に存在し、餌となる食品屑も予想される範囲。

（作業内容）

ゴキブリ類が存在しているものとして処理する。コーナー部分と生息部分に薬剤の残留散布を行い、噴霧器により追い出し処理を行う。

2) 補足エリア（年1回の一斉防除を行う。）

生存に必要な熱源と水が局所的に存在するゾーンである。

（作業内容）

コーナー部分と生息部分に薬剤を残留散布し、他のゾーンへの拡大を防ぐ。

異常発生や拡大が予想される場合は、噴霧器による追い出し処理を行う。

3) 保守エリア（年1回の防除を行う。）

生息頻度が最も低いゾーンであり生存に必要な熱源と水の供給が難しいゾーンである。

（作業内容）

生息を確認するか拡大が予想される場合には局所的に対策を行う。

7) ハチの巣、ハチ、毛虫、蜘蛛の巣の駆除作業（スズメバチ、セアカゴケグモを除く）

7.1. 勤務時間

作業時間は、原則として平日の午前9時00分～午後5時00分の時間帯とする。

7.2. 管理範囲及び作業内容

人体に危険を及ぼすハチの巣、ハチ、蜘蛛の巣を定期的に駆除し、センター敷地内全般及び看護師宿舎の安全を保持するため作業を実施するものである。

センター内の多様な環境空間を考慮の上、各環境ごとに4区分し管理する。

7.3. 病院職員から駆除の依頼があった場合及び自ら発見した場合は、速やかに対応する。

7.2.2 環境調査

1) 定期巡回

毎月1回建物内を巡回する。

主な作業目的は、目視調査や問診、モニタリング調査とし、現況の掌握に努める。

なお、上記の各エリアに最低2ヶ月に1回ずつの薬剤の残留散布を行う。

2) モニタリング生息調査

建物内の要所にトラップによる調査ポイントを設け、1年間連続して設置する。

2ヶ月に1回、対象害虫の捕獲数量による生息状況の測定を行う。

7.3. 使用薬剤及び使用材料

使用薬剤は、厚生労働省認可防疫薬剤の範囲内のものとする。

また、薬剤を使用するには不適切な場所や局所的に防除効果を要求しなければならない場合は、薬剤の他の物理的対策をもって対処する。

例) 各種トラップ、コーキング剤、コーキングテープ、防虫紙等

7.4. 管理体制

7.4.1 随時出動

当センターから要望があった場合は、直ちに出動し問題の早期解決に努めること。

7.4.2 特別出動（随時）

調査及び施行結果の状況により、再調査、補足処理等の必要があると判断した場合に実施する。

7.5. 報告書

契約期間満了時に作業報告書を提出すること。（現場の状況や要望、提案事項を記入し報告する。）

当センターから要望のあった場合は、上記報告書とは別に、随時途中経過に基づく報告書を提出すること。

報告書の様式は任意とする。

作業区分、作業内容一覧

区分	主な作業区域	調 査		薬剤散布		備 考
		目視点検	モニタリング	定期巡回	一斉防除	
重点 エリア	食堂・厨房・自炊室	◎	◎	○	◎	◎：必ず実施 ○：必要に応じて実施
	病棟配膳室	◎	◎	○	◎	
	湯沸室	◎	◎	○	◎	
	トイレ	◎	○	○	◎	
	病棟休憩室	◎	◎	○	◎	
	自動販売機周辺	◎	◎	○	◎	
	ゴミステーション	◎	○	○	◎	
	地下1階光庭	◎	○	○	◎	
	地下1階各汚水槽	◎	○	○	◎	
	地下1階各湧水槽	◎	○	○	◎	
補足 エリア	病室	○	○	○	◎	
	外来診察室	○	○	○	◎	
	各検査室	○	○	○	◎	
	地下1階更衣室	○	○	○	◎	
	事務室・会議室等	○	○	○	◎	
保守 エリア	1階外来待合室	○	○	○	○	
	通路	○	○	○	○	
	出入口	○	○	○	○	

8) 水槽管理業務

8.1. 業務内容

8.1.1 作業の範囲はレジデント宿舍を含むセンター全体の雑排水槽、汚水槽、湧水槽、高架水槽、受水槽、の清掃、水質検査及び貯湯槽のアノード交換作業とする。

また、各作業に必要な消耗品及び交換部品等は受託者の負担とし、すべての作業の始業・途中経過・完了の写真を貼付し報告を行うこと。

なお、本作業は「専用水道」及び「簡易専用水道」の取扱いに基づき実施するので、関係する水道法及び水道法施行規則に則って作業を行うこと。

8.1.2 雑排・汚水・湧水槽清掃（作業実施期間5月～3月）

下記の各槽を洗浄、異物の除去を行い衛生環境を保持する。

中央監視室系統汚水槽	45.0 m ³
中央材料室系統 "	37.8 m ³
霊安解剖室系統 "	93.6 m ³
地下売店横系統 "	71.8 m ³
職員食堂前系統 "	78.8 m ³
職員休憩室系統 "	85.0 m ³
職員厨房系統（グリストラップ含）雑排水槽	54.0 m ³
病棟厨房系統（グリストラップ含） "	90.7 m ³
病歴系統（湧水含） "	129.6 m ³
動物用雑排貯留槽 "	一式
冷凍機室前ドライエリア 湧水槽	40.0 m ³
第四空調機室 "	83.0 m ³
燃料タンク室 "	60.0 m ³
東側スロープ "	50.0 m ³
西側スロープ "	54.0 m ³
看護師宿舍 雑排水管洗浄	
構内宿舍 "	
雨水集水泥流桝	100カ所

8.1.3 高架水槽・受水槽清掃作業（作業実施期間9月～10月）

	高架水槽	受水槽
本館高層階上水用	50.0 m ³	600 m ³ （低層高層含）
" 上水用	50.0 m ³	600 m ³ （ " ）
本館低層階上水用	8.0 m ³	
" 上水用	3.0 m ³	
研究所用(14.0 m ³ × 2 基)	28.0 m ³	
新館用(5.5 m ³ × 2 層)	11.0 m ³	
先進医工学研究棟	2.0 m ³	
検査棟用(5.5 m ³ × 2 層)	11.0 m ³	
リハビリ棟用(5.5 m ³ × 2 層)	11.0 m ³	
図書館用	3.0 m ³	
研修生宿舍B2	---	7.5 m ³
医療クラスター棟		7.0 m ³

*印は清掃に要した水量を報告書に記載すること

8.1.4 水質検査業務（作業実施期間 毎月1回）

本館×2、研究所、研究所新館、バイオテクノロジー棟、看護師宿舍、研修生宿舍、先進医工学研究棟

合計9カ所の水道

検査項目（平成4年12月21日厚生省令第69号「水質基準に関する省令」に基づく）

8.2. ゴミ処理

清掃等により汚泥、アノード等が出た場合は受託者は担当係に直ちに連絡し担当係と協議することとする。

8.3. 勤務時間

各業務内容に付記した期間内にて当センター担当者と調整のうえスケジュールを作成し、事前に当センター担当者に提出すること。

8.4. その他

本仕様書の共通留意事項に従うこと。

雑排・汚水槽等清掃実施スケジュール

雑排及び汚水槽等清掃箇所		年回数	実 施 月			
汚水槽	中央監視室系統	3 回	5 月	9 月	1 月	
	中央材料室系統	2 回		9 月		3 月
	霊安解剖室系統	2 回		9 月		3 月
	地下売店横系統	3 回	5 月	9 月	1 月	
	職員食堂前系統	3 回	5 月	9 月	1 月	
	職員休憩室系統	3 回	5 月	9 月	1 月	
雑排水槽	職員厨房系統（グリストラップを含む）	3 回	5 月	9 月	1 月	
	病棟厨房系統（グリストラップを含む）	3 回	5 月	9 月	1 月	
	病歴室系統（湧水を含む）	1 回		9 月		
	動物用雑排水貯留槽	3 回	5 月	9 月	1 月	
湧水槽	冷凍機室前ドライエリア	2 回		9 月		3 月
	第四空調機室	1 回				3 月
	燃料タンク室	1 回				3 月
	東側スロープ	1 回				3 月
	西側スロープ	1 回				3 月
雑排水管	看護師・構内宿舎	2 回	5 月	9 月		
枳	雨水集水泥流枳	1 回		9 月		

9) 病室エアコン吹き出し口付近天井清掃業務

9-1 業務内容

各病室（ＩＣＵ等の特殊病棟を含む）のエアコン吹き出し口付近の天井面の清掃を行う。特にカビの除去を重点的に清掃を行うこと。また空調のフィルターは、水拭き後、乾布で乾拭を行うこと。

- 1) なお、カビ等が除去出来ない場合は受注者の負担で必要最小限の天井張替を実施すること。また、最小限度の天井張替を実施するときは、周囲の天井面と色彩・見栄え等の調和を考慮すること。
- 2) 就業日：月曜日～金曜日
別紙２「業務表」の勤務線表を参考に、常駐員を配置すること。
- 3) 就業時間：午前８時３０分～午後１７時１５分
（休憩時間は１２時～１３時）
- 4) 清掃・天井張替を実施するときは、各師長と事前に協議し了解を得ること。

10) 植栽管理外構清掃業務

10-1 業務内容

駐車場、植栽、外構を業務対象とし、以下の業務を行うこと。対象範囲は別紙４「除草範囲図」のとおりである

- 1) 植栽管理
- 2) 外構清掃
- 3) 消耗品の管理
- 4) 清掃用具の管理

10-2 実施要件

- 1) 業務の方法は問わないが６月と９月下旬から１０月上旬に植栽管理を行う事。また、植木等の特性に応じて管理方法を工夫すること。
- 2) 業務作業中は、患者及びセンター利用者の安全を最優先し、作業によって診療等センターの業務に支障が生じないように十分注意すること。また、清掃・消毒等に使用する薬品等はＥＰＡ、ＯＥＣＤ、ＬＣＤＣ等に登録された、安全で効果的なものを使用すること。
- 3) 使用する清掃資機材は清潔な状態で整理整頓の上、駐車場等に放置することなく、使用後は患者やセンター利用者の目につかない保管場所に収納すること。また、回収中又は回収後の落ち葉等の廃棄物の取扱いについても同様とし、できる限り分別すること。
- 4) 作業中は埃が立たない工夫をするほか、早朝深夜を避ける等、周辺住民に対しても騒音、振動、悪臭等に留意すること。また、作業終了後は使用した養生材、工具、資器材は速やかに片付け、安全で快適な状態に戻すこと。
- 5) 降雪時は構内歩道、車道、駐車場等の患者及びセンター利用者が通行する場所の除雪を行い、安全性を確保すること。
- 6) 病虫害及び鳥の糞により患者及びセンター利用者に被害を与えないよう配慮すること。
実施場所はセンター敷地内、駐車場、青山宿舍敷地とする。
- 7) 植栽は中高木を対象とし年２回手入れを行う。
- 8) ２名の人材を配置すること。
- 9) 敷地内の草刈りを年２回行うこと。